

令和 8 年度長官所長会同配布資料目録

- 1 会議員名簿
- 2 会同席図
- 3 会同進行予定

令和 8 年 度 長 官 所 長 会 同 会 同 員 名 簿

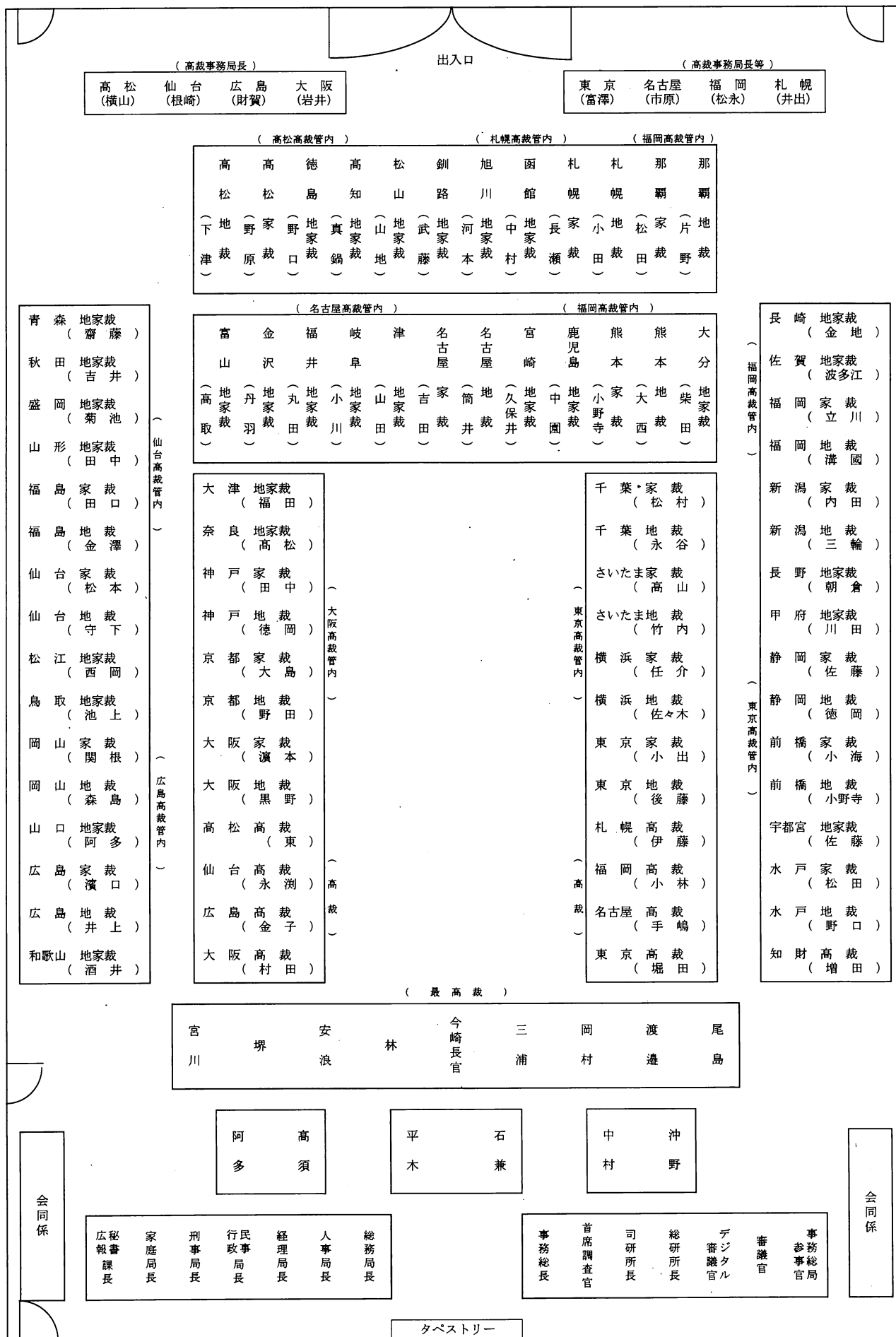
東京高等裁判所長官	堀 田 眞 哉
大阪高等裁判所長官	村 田 斉 志
名古屋高等裁判所長官	手 嶋 あさみ
広島高等裁判所長官	金 子 修
福岡高等裁判所長官	小 林 宏 司
仙台高等裁判所長官	永 渕 健 一
札幌高等裁判所長官	伊 藤 雅 人
高松高等裁判所長官	東 亜由美
東京地方裁判所長	後 藤 健
東京家庭裁判所長	小 出 邦 夫
横浜地方裁判所長	佐々木 宗 啓
横浜家庭裁判所長	任 介 辰 哉
さいたま地方裁判所長	竹 内 努
さいたま家庭裁判所長	高 山 光 明
千葉地方裁判所長	永 谷 典 雄
千葉家庭裁判所長	松 村 徹
水戸地方裁判所長	野 口 宣 大
水戸家庭裁判所長	松 田 俊 哉
宇都宮地方・家庭裁判所長	佐 藤 達 文
前橋地方裁判所長	小野寺 真 也
前橋家庭裁判所長	小 海 隆 則

静岡地方裁判所長	徳岡 治
静岡家庭裁判所長	佐藤 正信
甲府地方・家庭裁判所長	川田 宏一
長野地方・家庭裁判所長	朝倉 佳秀
新潟地方裁判所長	三輪 方大
新潟家庭裁判所長	内田 博久
大阪地方裁判所長	黒野 功久
大阪家庭裁判所長	濱本 章子
京都地方裁判所長	野田 恵司
京都家庭裁判所長	大島 雅弘
神戸地方裁判所長	徳岡 由美子
神戸家庭裁判所長	田中 健治
奈良地方・家庭裁判所長	高松 宏之
大津地方・家庭裁判所長	福田 修久
和歌山地方・家庭裁判所長	酒井 良介
名古屋地方裁判所長	筒井 健夫
名古屋家庭裁判所長	吉田 彩
津地方・家庭裁判所長	山田 耕司
岐阜地方・家庭裁判所長	小川 理津子
福井地方・家庭裁判所長	丸田 顕
金沢地方・家庭裁判所長	丹羽 敏彦
富山地方・家庭裁判所長	高取 真理子

広島地方裁判所長	井 上 直 哉
広島家庭裁判所長	濱 口 浩
山口地方・家庭裁判所長	阿 多 麻 子
岡山地方裁判所長	森 島 聡
岡山家庭裁判所長	関 根 規 夫
鳥取地方・家庭裁判所長	池 上 尚 子
松江地方・家庭裁判所長	西 岡 繁 靖
福岡地方裁判所長	溝 國 禎 久
福岡家庭裁判所長	立 川 毅
佐賀地方・家庭裁判所長	波多江 真 史
長崎地方・家庭裁判所長	金 地 香 枝
大分地方・家庭裁判所長	柴 田 寿 宏
熊本地方裁判所長	大 西 勝 滋
熊本家庭裁判所長	小野寺 優 子
鹿児島地方・家庭裁判所長	中 園 浩一郎
宮崎地方・家庭裁判所長	久保井 恵 子
那 覇 地 方 裁 判 所 長	片 野 正 樹
那 覇 家 庭 裁 判 所 長	松 田 道 別
仙 台 地 方 裁 判 所 長	守 下 実
仙 台 家 庭 裁 判 所 長	松 本 明 敏
福 島 地 方 裁 判 所 長	金 澤 秀 樹
福 島 家 庭 裁 判 所 長	田 口 治 美

山形地方・家庭裁判所長	田 中 秀 幸
盛岡地方・家庭裁判所長	菊 池 憲 久
秋田地方・家庭裁判所長	吉 井 隆 平
青森地方・家庭裁判所長	齋 藤 清 文
札幌地方裁判所長	小 田 正 二
札幌家庭裁判所長	長 瀬 敬 昭
函館地方・家庭裁判所長	中 村 恭
旭川地方・家庭裁判所長	河 本 晶 子
釧路地方・家庭裁判所長	武 藤 真紀子
高松地方裁判所長	下 津 健 司
高松家庭裁判所長	野 原 俊 郎
徳島地方・家庭裁判所長	野 口 卓 志
高知地方・家庭裁判所長	真 鍋 秀 永
松山地方・家庭裁判所長	山 地 修

令和 8 年度 長官 所長 会同 席 図 (大会議室)



令和 8 年度長官所長会同進行予定

●第 1 日目 9 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0

協 議 事 項	意見表明庁	時 間	備 考
最高裁判所長官挨拶		9:30～ 9:45	15分
1 裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について		9:45～12:00	135分 (適宜休憩)
(1) 近時のデジタル化の進展など裁判所を取り巻く社会情勢の変化、裁判官を含む裁判所職員の置かれた環境や働き方に関する意識の変化などを踏まえ、裁判所が質の高い司法サービスを持続可能な形で提供していくための方策について、継続的に議論がされてきたところである。	さいたま地裁（竹内） 水戸地裁（野口） ※意見要旨の記載としては福島地裁となっています。	(12:00～13:00)	(昼食)
(2) 本年 5 月の民事訴訟手続の全面電子化（いわゆるフェーズ 3）を皮切りに、刑事手続・少年事件、家事事件・民事非訟事件へと全事件分野にわたってデジタル化が進展し、デジタル基盤の整備も進むことにより裁判事務の在りようや執務環境が段階的に、また、急激に変化していくことが予想される。	鳥取地家裁（池上） 高松家裁（野原）	13:00～17:00	240分 (適宜休憩)
(3) このような変化が進む中で、裁判所は、デジタル化を始めとする各種中長期的施策を、組織全体として取り組みつつ、各庁において、様々な実情等を踏まえ具体的に進めていくことが求められる。 上記のような姿勢で様々な組織的課題に取り組むに当たり、裁判所は、組織全体として、どのような点に留意していくことが必要か、その中において、各庁は、どのような役割を果たしていくこと			

が求められるか、このような役割を果たす上で、所長は、裁判官その他の職員、さらには上級庁との間で、どのようにして意思疎通を図っていくことが有益か。

--	--	--	--